

羅臼町国民保護計画の変更の概要について

1 羅臼町国民保護計画について

国民保護とは、国民保護法（平成16年法律112号）に基づき、外国からの武力攻撃や大規模テロ等から国民の生命、身体及び財産を保護することをいいます。

万が一、こうした事態が発生した場合、町は国や道と連携協力して住民の避難や救護、武力災害への対処の国民保護措置を実施します。

羅臼町国民保護計画は、こうした事態において的確かつ迅速に国民保護措置を実施するために策定したものです。

2 羅臼町国民保護計画の改定について

羅臼町国民保護計画（以下、「計画」という。）は、国民保護法第35条の規定に基づき平成19年に策定され、平成25年の一部改正及び国が定める「国民の保護に関する基本指針」の一部変更により、平成31年に計画の一部を改正して以来、国外情勢の不安定化や羅臼町役場の機構改正等で既存の計画では事態発生時の対応が適切かつ迅速に実施できないことから改定するものです。

3 主な改定内容

内 容	改定事由
第1編 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等 ○ 関係機関の連絡先	関係機関の名称等の修正
第4章 町の地理的、社会的特徴 気温、降水量及び降雪量（グラフ）	2023年の記録へ修正
(3)人口分布	令和6年11月末の人口に修正
地区別人口	町名の追記、町ごとの人口に修正
第2編 第1章 町における組織・体制の整備 2 町職員の参集基準等 【町対策本部長、町対策副本部長及び町対策本部員の代替職員】	町の機構改正に伴う職名の修正
4 指定公共機関等の連携 (3) 関係機関との協定	協定数が多いため別紙で整理
第2章 町対策本部の設置等 1 町対策本部の設置 【町対策本部の組織構成及び各組織の機能】	町の機構改正に伴う班名称の修正及び任務分担の整理